

令和５年度第１回定期（財務）監査・行政監査実施計画

監査の種類	財務監査及び行政監査
監査の対象	市民文化局、港湾局、臨海部国際戦略本部、選挙管理委員会事務局及び議会局
監査の範囲	令和４年度及び令和５年度の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理並びに各種団体の会計業務に関する事務等の執行を対象とする。 ただし、必要に応じて他の年度の事務の執行も対象とする。
監査の期間	令和５年９月１日から同年１１月下旬まで
監査の方法	対象部局ごとの事業実態や各執行課のリスク等を踏まえた上で、システムを活用した確認、書類審査、担当職員への質問、現地調査等の方法により行う。 なお、必要があると認められる場合、地方自治法第１９９条第８項の規定に基づき、関係人調査等を行う。
監査の項目 及び 主な着眼点	１ 財務監査 （１）予算執行事務 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。 （２）収入事務 調定、徴収、債権管理及び現金取扱事務は適正に行われているか。 （３）支出事務 違法、不当その他不適正な支出はないか。 （４）契約事務 契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。 （５）財産管理事務 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。 （６）経営に係る事業管理 経営に係る事業の管理は適正に行われているか。 ２ 行政監査 （１）各種団体の会計業務に関する事務 現金の出納及び保管並びにそれらの記録が適正に行われているか。 （２）情報管理に関する事務 情報資産の管理等は適正に行われているか。 （３）その他 その他の事務の執行は適正に行われているか。
監査の日程	令和５年８月上旬 実施通知 令和５年９月１日 監査開始 令和５年１１月下旬 監査委員会議 令和５年１２月上旬 監査結果の提出及び公表
その他	監査の対象に議会局が含まれていることから、議員のうちから選任された監査委員は、地方自治法第１９９条の２の規定に該当する財務に関する事務の監査について除斥する。